

## 決定 23/CP.7

### 京都議定書第 8 条にもとづくレビューのためのガイドライン

締約国会議は、

ブエノスアイレス行動計画実施に関するボン合意を盛り込んだ、決定 1/CP.3、1/CP.4、8/CP.4、6/CP.5、5/CP.6 を想起し、

国連気候変動枠組条約京都議定書の関連規定、特に第 8 条に留意し、

決定 6/CP.3 及び 11/CP.4 ならびに過去の国別報告の統合編纂書(compilations and syntheses of national communications)の有益性を想起し、

1. COP/MOP に対し、その第 1 回会合で、後述の決定草案/CMP.1(第 8 条)を採択するよう提言する。
2. SBSTA に対し、第 17 回会合で、本件に関わる訓練の性質、訓練終了後に続いての評価、及びないし専門家レビュー・チームに参加するための専門家に必要な能力を保證するのに求められるその他の手段について推敲し、本件に関するあらゆる決定草案を京都議定書発効後の COP/MOP 第 1 回会合による採択に供するよう提言することを目して締約国会議に第 8 回会合で提出するよう求める。
3. 2002 年 9 月 15 日までに、上記第 2 項で言及された件について事務局に意見を提出するよう締約国に呼びかけ、第 17 回会合での SBSTA の検討に供するためミスク (miscellaneous) 文書にこれらの意見をまとめるよう事務局に求める。
4. SBSTA に対し、第 17 回会合で、専門家レビュー・チームの首席レビュー担当者に対する業務委託事項(terms of service)を推敲し、本件に関するあらゆる決定草案を京都議定書発効後の COP/MOP 第 1 回会合による採択に供するよう提言することを目して締約国会議に第 8 回会合で提出するよう求める。
5. 2002 年 7 月 1 日までに、上記第 4 項に言及された件について事務局に意見を提出するよう締約国に呼びかけ、第 17 回会合での SBSTA の検討に供するためミスク (miscellaneous) 文書にこれらの意見をまとめるよう事務局に求める。
6. 資金的意義、作業手配など、専門家レビュー・チームの首席レビュー担当者へ業務委託事項のための様々な選択肢を盛り込んだ文書を、SBSTA による第 17 回会合での検討に供すべく、作成するよう事務局に対し求める。
7. SBSTA に対し、第 17 回会合で、京都議定書第 8 条にもとづくレビュー活動中の秘匿データの取り扱いに関する選択肢について、本件に関する決定を京都議定書発効後に

COP/MOP により第 1 回会合で採択するよう締約国会議に第 8 回会合で提言することを  
目して検討するよう求める。

- 8 . 秘匿情報の取り扱いに関し、その他の国際条約機関及び組織における慣行についての  
分析を盛り込んだ文書を、SBSTA による第 16 回会合での検討に供すべく作成するよう、  
事務局に対し求める。
- 9 . 2002 年 8 月 1 日までに、上記第 7 項に言及された秘匿事項の質問に関して意見を提出  
するよう締約国に呼びかける。
- 10 . 附属書 I 締約国が京都議定書第 6・12・17 条にもとづき定められたメカニズムを使用  
する適格性を回復するためのレビューに関して即席手順 (expedited procedure) があ  
るべきことを決定する。
- 11 . 本決定付録書 ( Appendix ) II に盛り込まれたメカニズム使用適格性の回復のための  
レビューに関する即席手順 (expedited procedure) の要素について認識する。
- 12 . 2002 年 3 月 15 日までに上記第 10 項に言及された件について意見を事務局に提出  
するよう、締約国に呼びかける。
- 13 . 本決定付録書 ( Appendix ) I にある、京都議定書第 8 条にもとづくレビューのため  
のガイドライン第 III 部 ( 割当量に関する情報のレビュー ) 及び第 V 部 ( 国家登録簿の  
レビュー ) と、SBSTA により決定されたその他の問題を第 16 回会合でさらに推敲する  
よう SBSTA に対し求める。締約国はまた、本決定付録書 ( Appendix ) II にあるように、  
第 6・12・17 条にもとづくメカニズム使用の適格性回復のための第 8 条にもとづく情  
報のレビューに関して、手順・タイミング・報告についてその第 16 回会合で推敲する  
よう、SBSTA に対し求める。その際、SBSTA は、第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算  
方法に関する締約国会議の決定 ( 決定 19/CP.7 ) を考慮に入れるべきこと。SBSTA は、  
京都議定書第 8 条にもとづくレビューのためのガイドラインに上記のセクションを盛  
り込む決定 ( 決定 23/CP.7 ) を京都議定書発効後、COP/MOP による第 1 回会合での採  
択に供するよう締約国会議に第 8 回会合で提言することを目して、上記のセクション  
を推敲すべきこと。

2001 年 11 月 10 日  
第 8 回本会議会合

## 付録書 ( Appendix ) I

### 第 III 部 : 第 3 条第 7・8 項に則った割当量・排出削減単位・認証排出削減量・割当量単位・除去単位に関する情報のレビュー

#### A. 目的

1. 本レビューの目的は、COP/MOP 及び遵守委員会が第 3 条第 7・8 項に則った割当量・ERU、CER、AAU、RMU について適切な情報を有していることを保証することである。

#### B. 全般的手順

2. 第 3 条第 7・8 項に則った割当量・ERU、CER、AAU、RMU に関する情報のレビューは、年次目録レビューと連携して行われるべきこと。
3. 専門家レビュー・チームは、一元集中化した ( centralized ) 机上作業として、当該情報をレビューすべきこと。

#### C. レビューの視野

4. 割当量に関する情報のレビューは、第 3 条第 7・8 項に則った割当量に関する各附属書 I 締約国の計算と、第 7 条にもとづく情報作成に関するガイドラインのセクション I.E, 「排出削減単位・認証排出削減量・割当量単位・除去単位に関する情報」にもとづき報告された情報を対象とすべきこと ( 決定 22/CP.7、付録書 ( Appendix ) )。

#### I. 問題の同定

5. 専門家レビュー・チームは以下を行うべきこと：
  - (a) 情報が完全であり、第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドライン、セクション I と COP 及び COP/MOP の関連決定に則って提出されているかどうかを確認する。
  - (b) 第 3 条第 7・8 項に則った割当量が第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に則って計算されており、レビューと調整を受けた目録推計と合致しており、前年に提出された情報と一貫性があり、第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法にしたがって国家登録簿に発行されているということを確認する。
  - (c) ERU、CER、AAU、RMU が第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に則って発行され取り消されていることと、レビューと調整を受けた目録推計と合致していることを確認する。
  - (d) 取消及び償却目的のものも含め、移転分及び取得分に関する情報と、次期約束期間への繰越し分に関する情報をクロスチェックし、不一致を明らかにする。
  - (e) 報告された約束期間リザーブの必要レベルが決定 18/CP.7 に則り計算されているこ

とを確認する。

- (f) 約束期間リザーブの必要レベルが、いかなる時も違反されていないことを確認する。

#### **D. タイミング**

6. レビュー中、専門家レビュー・チームは問題を同定し、締約国にそれを通知すべきこと。附属書 I 締約国はその問題を修正するか、ここに添付された決定-/CMP.1(第 8 条) 附属書 (Annex) 中の本ガイドラインに示される時間枠内に追加情報を提供することができる(第 72 から第 78 項)。

#### **E. 報告**

7. ここに添付された決定-/CMP.1(第 8 条)附属書 (Annex) 第 46 項(a)及び(b)に言及されている報告書には、以下の個々の要素が含まれるべきこと。
- (a) 本付録書 (Appendix) の第 5 項に列記されたカテゴリーに則した問題の同定
- (b) 各問題について、割当量のうち当該問題により影響を受ける部分の大きさを第 3 条第 7・8 項に則した割当量のパーセンテージとして表した数量表示。

### **第 V 部：国家登録簿のレビュー**

#### **A. 目的**

8. 国家登録簿に関する本レビューの目的は以下のとおりである：
- (a) 国家登録簿の能力について、徹底した包括的な技術的評価を行うこと。
- (b) 第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に含まれる登録簿要件がどの程度厳守されてきたかを評価し、附属書 I 締約国が約束を達成するのを支援すること。
- (c) COP/MOP と遵守委員会に国家登録簿に関する信用に足る情報を提供すること。

#### **B. 全般的手順**

9. 国家登録簿のレビューは二部構成で行われるべきこと。
- (a) 約束期間前レビューの一環としての国家登録簿の徹底的レビューとその国家視察 (in-country visit)
- (b) 最初の徹底的レビュー以降報告された国家登録簿における報告された変化についての机上ないし一元集中化したレビュー。年次目録レビューと連携して行われる。

#### **C. レビューの視野**

##### **1. 国家視察(In-country review)**

10. 専門家レビュー・チームは、各附属書 I 締約国の国家登録簿に対し徹底的な包括的レビューを行うべきこと。国家登録簿に関するレビューは、第 7 条第 4 項にもとづく

割当量計算方法に盛り込まれた登録簿要件と、国家登録簿・クリーン開発メカニズム登録簿・独立した取引ログ間の正確で透明性があり効率的なデータ交換を保证するための技術基準をどの程度厳守してきたかを網羅すべきこと。

## 2. 国家登録簿における変更のレビュー

- 1 1 . 附属書 I 締約国から報告された、あるいは国家視察中に専門家レビュー・チームがみとめた、国家登録簿における登録簿の働きに影響を与えるような重大な変更は、年次目録レビューと連携して毎年レビューされるべきこと。

## 3. 問題の同定

- 1 2 . 専門家レビュー・チームは以下を行うべきこと：
- (a) 国家登録簿に関する情報が完全であり、第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドライン、セクション I と、COP 及び COP/MOP の関連決定に則って提出されているかどうかを確認する。
  - (b) 当該登録簿が、国家登録簿・クリーン開発メカニズム登録簿・独立した取引ログ間の正確で透明性があり効率的なデータ交換を保证するための技術基準と合致しているかどうかを確認する。
  - (c) 単位の発行及び取消が第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に則っているかを確認する。
  - (d) 取引ログ関連のものを含め、取引手順が第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に則っているかどうかを確認する。
  - (e) ERU、CER、AAU、RMU の発行・移転・取得・取消・償却における不一致を防ぐための手順を確認する。
  - (f) 不正操作を阻止しオペレーターのミスを最小限にするための安全措置を確認する。
  - (g) 第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法に則り情報が公表されているかどうかを確認する。

## D. タイミング

- 1 3 . 国家視察の過程において、専門家レビュー・チームは同定された全ての問題をリストアップし、視察後 6 週間以内に同定された問題を当該附属書 I 締約国に通知すべきこと。当該附属書 I 締約国は通知後 6 週間以内にこれらの問題に対してコメントを行うべきこと。専門家レビュー・チームは、提起された問題に関するコメントを受領してから 6 週間以内に、当該国家登録簿についてレビュー報告書の草案を作成すべきこと。当該報告書が当該締約国に送付されてから 4 週間以内に当該附属書 I 締約国から受け取った報告書草案に対する修正、追加情報、ないしコメントは、レビューされ、最終版

の目録レビュー報告書に盛り込まれるべきこと。専門家レビュー・チームは、同報告書草案に対するコメントを受け取ってから 4 週間以内に国家登録簿のレビューに関し最終報告書を作成すべきこと。国家登録簿のレビューは、情報の提出日から 1 年以内に完了すべきこと。

- 14 . 国家登録簿における変更のレビューは、本ガイドラインの第 II 部に定められた年次目録レビューの時間割に従うべきこと。年次目録レビューないし国家登録簿における変更のレビューにより国家登録簿の詳細なレビューが奨励される場合は、年次目録か定期的国別報告のうちどちらか早い方の次回国家視察レビューと共に、国家登録簿の目録レビューを行うべきこと。

#### E. 報告

- 15 . ここに添付される決定-/CMP.1(第 8 条)附属書 ( Annex ) の第 46 項(a) 及び(b)に言及されている報告書には、以下にある個々の要素が含まれるべきこと。
- (a) 上記第 12 項に列記されたカテゴリーに則った問題の同定
  - (b) 国家登録簿の全体的機能に関する評価

## 付録書 ( Appendix ) II

### 4. メカニズム使用適格性の回復のためのレビュー<sup>1</sup>

1. <sup>1</sup> 条約附属書 I 締約国が第 6・12・17 条にもとづき定められたメカニズムを使用する適格性を回復するためのレビューの目的は以下のとおりである：

- (a) (c) 第 6・12・17 条にもとづく適格性要件の達成にもはや不備がないということを実証できる条約附属書 I 締約国の適格性回復のための即席手順(expedited procedure)を規定すること。
- (a) (d) メカニズム使用適格性一時停止につながった第 5・7 条問題に関して締約国から提供された情報についての客観的で透明性があり、徹底的で包括的な評価を行うこと。
- (b) (e) 執行部門が締約国のメカニズム使用適格性を検討するための信用に足る情報を有していることを保証すること。

2. メカニズム使用適格性を一時停止されているいかなる附属書 I 締約国も、一時停止を受けた後いつでも、適格性の一時停止につながった問題に関する情報を提出してよい。この情報は、本ガイドラインの第 II、III、IV 及び/ないし V 部の関連規定にしたがって迅速にレビューされるべきこと。

3. 回復のための本レビューのために、以下の時間枠が適用されるべきこと。

- (a) (a) 専門家レビュー・チームは問題の締約国から情報を受領した後[x]週間以内に即席のレビュー報告書草案を作成すべきこと。
- (c) (b) 当該締約国は、即席のレビュー報告書草案についてコメントを行うために、[y]週間与えられるべきこと。
- (d) (c) 専門家レビュー・チームは、報告書草案についてのコメントを受け取ってから[z]週間以内に即席の最終版レビュー報告書を作成すべきこと。
- (e) (d) 専門家レビュー・チームが結成され当該締約国からの情報の検討を開始してから 10 週間以内の完了を目指して、レビューは実行可能性が保証され次第(as soon as practicable?)完了すべきこと。

---

<sup>1</sup> 訳注；本 Appendix の 1,2,3 項は未編集版ではそれぞれ「19bis,19ter,19quat」と表記されていた。補項の表記は未編集版及び本文書とも整理されていない。本暫定訳では補項は原文通り表記し右括弧内に未編集版表記を併記した。

## 決定草案-/CMP.1 (第 8 条)

### 京都議定書第 8 条にもとづくレビューのためのガイドライン

COP/MOP は、

国連気候変動枠組条約京都議定書第 8 条を想起し、

締約国会議によりその第 7 回会合で採択された決定 23/CP.7 を検討し、

京都議定書のその他の規定の実施のための第 8 条にもとづくレビュー・プロセスの重要性を認識し、

1. 本決定附属書 (Annex) に盛り込まれているとおり、京都議定書第 8 条にもとづくレビューのためのガイドラインを採択する。
2. 各附属書 I 締約国については、決定 19/CP.7 に添付されている決定-/CMP.1 (割当量計算方法) の附属書 (Annex) 第 6 項に言及されている報告書を受領してから、第一約束期間前のレビューを開始すべきことを決定する。専門家レビュー・チームと当該締約国間における第 5 条第 2 項にもとづく調整の手順など、各締約国の約束期間前レビューは、レビュー開始後 12 ヶ月以内に完了すべきであり、報告書は COP/MOP 及び遵守委員会に迅速に提出されるべきこと。複数締約国に対し同時にレビューが行われる際は、レビューの質を保証すべく、さらなる専門的能力と資源が提供されるべきこと。
3. 各附属書 I 締約国が京都議定書にもとづく第 1 回国別報告を提出したら、同国に対する定期レビューを開始することを決定する。
4. 各附属書 I 締約国が第 7 条第 1 項にもとづく報告を開始する年に、同国に対する年次レビューを開始することを決定する。
5. 第 7 条第 3 項にもとづき求められるより早く自発的に第 7 条第 1 項にもとづく情報報告を開始した附属書 I 締約国については、決定 19/CP.7 に添付される決定-/CMP.1 (割当量計算方法) 附属書 (Annex) 第 6 項に言及される報告書の提出の次の年に年次レビューを開始することを決定する。
6. 2007 年 1 月以前にレビューのため情報を提出することを選択した締約国に対し、専門家レビュー・チームの時宜に適った設置を促進すべく、できるだけ早く事務局に通知するよう呼びかける。

## 附属書 (Annex)

### 京都議定書第 8 条にもとづくレビューのためのガイドライン<sup>1</sup>

#### 第 I 部：レビューに対する全般的アプローチ

##### A.適用

1. 議定書締約国でもある各附属書 I 締約国は、本ガイドラインの規定にもとづき第 7 条にもとづいて提出される情報のレビューを受ける。これらの締約国については、本ガイドラインにもとづき確立されたレビュー・プロセスには条約にもとづくあらゆる既存のレビューが含まれるべきこと。

##### B.目的

2. 京都議定書第 8 条にもとづくレビューの目的は以下のとおりである：
  - (a) 附属書 I 締約国による京都議定書実施に関する全ての側面に対し、徹底的で客観的な包括的技術評価のためのプロセスを設定すること。
  - (b) 京都議定書第 7 条にもとづき附属書 I 締約国により提出された情報のレビューにおいて、一貫性と透明性を高めること。
  - (c) 附属書 I 締約国が第 7 条にもとづく情報の報告と議定書にもとづく約束の実施において向上するよう支援すること。
  - (d) COP/MOP 及び遵守委員会に対し、附属書 I 締約国による京都議定書実施に関する技術的評価を提供すること。

##### C.全般的アプローチ

3. 本ガイドラインの規定は、第 7 条、COP/MOP の関連決定、附属書 I 締約国固有の COP による関連決定にもとづき附属書 I 締約国により提出された情報のレビューに適用されるべきこと。
4. 専門家レビュー・チームは、締約国による京都議定書実施の全ての側面に対して徹底的で包括的な技術的評価を提供し、約束達成における潜在的問題及び約束達成に影響を与える潜在的要因を特定すべきこと。専門家レビュー・チームは、本ガイドラインの手順にしたがい、COP/MOP 及び遵守委員会に対し迅速に情報を提供すべく技術的レビューを行うべきこと。
5. レビュー・プロセスのあらゆる段階において、専門家レビュー・チームは、チームがみとめた潜在的問題に関し、当該附属書 I 締約国に質問を行ったり、追加のあるいは説明のための情報を要求することがある。専門家レビュー・チームは、当該締約国の国家状況を考慮しつつ、みとめられた問題をどのように修正するのかについて、附属書 I

締約国に助言を提供しなくてはならない。専門家レビュー・チームは、要請があれば、COP/MOP あるいは遵守委員会にも技術的助言を行うべきこと。

6. 附属書 I 締約国は、COP 及び/ないし COP/MOP により採択された関連のガイドラインにしたがって、京都議定書にもとづく約束の実施を実証し説明するために必要な情報へのアクセスを専門家レビュー・チームに提供し、国家視察中は、適切な作業設備をも提供しなくてはならない。附属書 I 締約国は、みとめられた問題に関して追加の説明情報を求める専門家レビュー・チームのあらゆる質問と要請に答えるべくあらゆる正当な努力を行い、本ガイドラインに示されるタイムリミットまでにそのような問題を修正しなくてはならない。

#### 1. 実施に関する疑義

7. 専門家レビュー・チームがレビュー中に潜在的問題をみとめた場合は、これらの潜在的問題に関して当該附属書 I 締約国に質問を行い、その修正の仕方について同締約国に助言を与えるべきこと。同締約国は、本ガイドラインに示される時間枠内に問題を修正するか、追加情報を提供することができる。その後、各レビュー報告書の草案が、レビューを受けた当該締約国にコメントを求めて発送されるべきこと。
8. 附属書 I 締約国に関連のレビュー手順にもとづき設定された時間枠内に問題を修正する機会が与えられた後、本ガイドラインにおける約束達成に影響力のある強制的性質 (mandatory nature) を持つ文言に関してまだ未解決の問題がある場合に限り、その問題は最終レビュー報告書の中で実施に関する疑義として記載されるべきこと。本ガイドラインにおける強制的性質 (non-mandatory nature) を持たない文言に関しての未解決問題は、最終レビュー報告書の中に付記されるが、実施に関する疑義としては記載されないこととする。

#### 2. 秘匿性

9. 追加のデータや情報、ないし目録作成に使用されたデータへのアクセスを求める専門家レビュー・チームの要請にしたがい、附属書 I 締約国は、そのような情報及びデータが秘匿事項であるかどうかを述べることができる。その場合、同締約国は、国内法などそのような情報を保護する根拠を提供し、そのデータが専門家レビュー・チームにより秘匿事項として擁護されるという保証を受け取り次第、国内法に則り、また IPCC 良好手法指針 (good practice guidance) 及び COP/MOP の採択するあらゆる良好手法指針により精緻化される IPCC ガイドラインに合致しているかの評価のため、専門家レビュー・チームが十分な情報及びデータにアクセスできるような方法で、当該の秘匿データを提出すべきこと。本項に則り締約国により提出された秘匿情報及びデータは、COP/MOP により本件について採択されたあらゆる決定にしたがい、専門家レビュー・チームにより秘匿事項として擁護されるべきこと。

10. 秘匿情報を公表してはならないという専門家レビュー・チームのメンバーの義務は、専門家レビュー・チームにおける当該メンバーの任務が終了した後も継続すべきこと。

#### **D. タイミング及び手順**

##### **1. 初回レビュー(initial review)**

11. 各附属書 I 締約国は、第一約束期間前か同締約国の京都議定書発効後 1 年以内、このどちらか遅い方に、レビューを受けるべきこと。
12. 専門家レビュー・チームは、各附属書 I 締約国に対し、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) 附属書 (Annex) 第 6 項に言及される報告書に盛り込まれている、あるいは参照されている以下の情報についてレビューすべきこと。
- (a) 本ガイドラインの第 II 部にある手順にしたがい、第 5 条第 2 項との整合性を見るために、1990 年以降、あるいは第 3 条第 5 項にもとづき認められているその他の基準年ないし基準期間以降直近年までの全ての年について、第 3 条第 8 項に則してハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄用に選択された基準年を含む基準年ないし基準期間と直近年を重視しつつ、モントリオール議定書で規制されていない温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による人為的除去量の完全な目録。
  - (b) 本ガイドラインの第 III 部にある手順にしたがい、第 7 条第 4 項にもとづく割当量計算方法との整合性を見るために、第 3 条第 7・8 項に則した割当量と約束期間リザーブの計算。
  - (c) 本ガイドラインの第 IV 部にある手順にしたがい、第 5 条第 1 項に則した国家制度
  - (d) 本ガイドラインの第 V 部にある手順にしたがい、第 7 条第 4 項に則した国家登録簿
13. 当該締約国での議定書発効後、条約のもとで正当とされる第 1 回国別報告が、後述第 19 項の規定に則り、第一約束期間に先立ちレビューされる。<sup>2</sup>
14. 各附属書 I 締約国に対し、上記第 12 項(a)から(d)に規定される項目は連携してレビューされるべきこと。本レビューの一環として国家視察が行われるべきこと。

##### **2. 年次レビュー**

15. 各附属書 I 締約国は、以下に関する年次レビューを受けるべきこと。
- (a) 本ガイドライン第 II 部にある手順にしたがい、年次目録が国別目録報告書や共通報告フォーマット (CRF) を含め、第 5 条第 2 項に則していること。
  - (b) 第 7 条セクション I にもとづき求められる情報作成に関するガイドラインに則した、以下の補完的情報：

- (i) 本ガイドライン第 II 部にある手順に則り、COP/MOP の関連決定における要件との整合性を見るために、第 3 条第 3・4 項にもとづく土地利用と土地利用変化及び林業活動について当該約束期間中に提供される情報。
  - (ii) 本ガイドラインの第 III 部にある手順に則り、第 3 条第 7・8 項に則した割当量、排出削減単位、認証排出削減量、割当量単位、除去単位に関する情報。
  - (iii) 本ガイドライン第 IV 部にある手順に則り、国家制度における変更
  - (iv) 本ガイドライン第 V 部にある手順に則り、国家登録簿における変更
  - (v) 本ガイドライン第 VI 部にある手順に則り、第 3 条第 14 項関連の問題について提供された情報と補完的情報
- 16 . 年次目録ないし基準年目録のレビューの一環としての調整手続きを含め、年次レビューは、第 7 条第 1 項にもとづき報告される情報提出締め切り日の 1 年以内に完了すべきこと。
- 17 . 上記第 15 項(b) (iii)及び(iv)に規定された要素は、専門家レビュー・チームが問題や重大な変更をみとめた場合、あるいは附属書 I 締約国が本ガイドラインの第 89 及び・・項<sup>3</sup>に定められた目録報告における重大な変更を報告した場合にのみ、年次レビューの一環としてレビューを受けるべきこと。
- 18 . 上記第 15 項に記載された要素は、各附属書 I 締約国に対し単一の専門家レビュー・チームにより一緒にレビューされるべきこと。

### 3. 定期レビュー

- 19 . 附属書 I 締約国により京都議定書にもとづき提出される国別報告はそれぞれ、本ガイドラインの第 VII 部に則り、予定された国家視察レビューを受けるべきこと。<sup>4</sup>

## E. 専門家レビュー・チーム及び制度上の手配

### 1. 専門家レビュー・チーム

- 20 . 第 7 条にもとづく各提出物は、本ガイドラインに定められた手順と時間枠にしたがってレビューを行う責任を持つ単一の専門家レビュー・チームに割り当てられるべきこと。附属書 I 締約国からの提出物は、同じ構成の専門家レビュー・チームによって 2 年連続(two successive review years)レビューされることはないものとする。
- 21 . 各専門家レビュー・チームは第 7 条にもとづき提出された情報に対し徹底した包括的な技術的評価を行い、その集団的責任において、附属書 I 締約国による約束実施を評価し、その約束達成における潜在的問題及び約束達成に影響を与える潜在的要因を特定しつつ、レビュー報告書を作成すべきこと。専門家レビュー・チームはいかなる政治的判断を行うことも差し控えるべきこと。必要であれば、専門家レビュー・チームは、当該締約国と協議の上、COP/MOP により採択された第 5 条第 2 項にもとづくガイドダンスにしたがい、調整分を計算すべきこと。

22. 専門家レビュー・チームは事務局によりコーディネートされ、UNFCCC 専門家名簿から臨時ベースで選ばれた専門家によって構成され、首席レビュー担当者を含むこと。本ガイドラインの規定にもとづいて施行される任務のために結成された専門家レビュー・チームは、レビューを受ける締約国の国家状況と各レビュー課題において必要とされる専門性の違いを考慮して、規模や構成が異なる場合がある。
23. 参加する専門家は、その個人的能力において任務を行うべきこと。
24. 参加する専門家は、本ガイドラインにしたがってレビューされる分野において、認められた能力を有すべきこと。専門家に対し与えられる訓練、訓練終了後引き続いての評価<sup>5</sup>、及びないし専門家レビュー・チームへの参加に必要な専門家の能力を保証するのに求められるその他あらゆる手段が、COP 及び COP/MOP の関連決定にしたがい策定され運用化されるべきこと。
25. 特定のレビュー活動に対して選ばれた専門家は、レビューを受ける締約国の国民であっても、同締約国によって指名ないし資金供与を受けてもならないこと。
26. この目的のために COP により与えられたガイダンスにしたがい、専門家は、条約締約国及び、必要に応じて、政府間機関により専門家名簿に推薦されるべきこと。
27. 非附属書 I 締約国及び市場経済移行中の附属書 I 締約国からの専門家参加は、UNFCCC 活動における参加に関する既存の手順に則って資金供与を受けるべきこと。その他の附属書 I 締約国からの専門家は、その出身国政府から資金供与を受けるべきこと。
28. レビューの実施にあたり、専門家レビュー・チームは本ガイドラインを厳守し、品質保証・品質管理及び秘匿規定など、SBSTA により合意されて確立・公表された手順にもとづき作業すべきこと。

## 2. 能力

29. 第 7 条第 1 項にもとづき提出される年次情報のレビューのために専門家レビュー・チームのメンバーに求められた能力は、以下のとおりである。
- (a) 全般的及びないし特定部門(エネルギー、産業加工(industrial processes)、溶剤及びその他の製品使用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業、廃棄物)における温室効果ガス目録
- (b) 国家制度、国家登録簿、割当量に関する情報、第 3 条第 14 項関連の情報
30. 国別報告及び第 7 条第 2 項にもとづく補完的情報のレビューのため専門家レビュー・チームのメンバーに求められる能力は、本ガイドラインの第 112 項(b)及び(c)に言及される分野についてである。

## 3. 専門家レビュー・チームの構成

- 3 1 . 上記第 29・30 項それぞれに言及された分野についてチームの集団的能力により対処するようなやり方で、第 7 条第 1 項にもとづき提出された年次情報のレビューと、国別報告及び第 7 条第 2 項にもとづく補完的情報のレビューを行うため、事務局はレビュー・チームのメンバーを選定すべきこと。
- 3 2 . 事務局は、専門家レビュー・チームの全体的な構成において附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国出身の専門家のバランスが取れるよう、上記第 31 項に言及された選定クライテリアを犯すことなく、専門家レビュー・チームのメンバーを選定すべきこと。事務局は、非附属書 I 締約国から選ばれた専門家同士と附属書 I 締約国から選ばれた専門家同士の地理的バランスを確保すべくあらゆる努力を行うべきこと。
- 3 3 . 事務局は、いかなる専門家レビュー・チームにおいても共同首席レビュー担当者のうち一人は附属書 I 締約国出身であり、もう一人は非附属書 I 締約国出身であるべきことを保証すべきこと。
- 3 4 . 上記第 31・32・33 項に述べられた選定クライテリアを犯すことなく、専門家レビュー・チームの結成にあたっては、可能な限り、レビューを受ける締約国の言語に堪能なメンバーを最低一人確保すべきである。
- 3 5 . レビュー・チームの専門家及び首席レビュー担当者の選定などチームの構成と、上記第 31・32 項に述べられた選定クライテリアの適用を保証するために取られる行動について、事務局は SBSTA に対し年次報告書を作成すべきこと。

#### 4. 首席レビュー担当者

- 3 6 . 首席レビュー担当者は、本ガイドラインにもとづき、専門家レビュー・チームの共同首席レビュー担当者として務めるべきこと。
- 3 7 . 首席レビュー担当者は、自分達が参加するレビューがレビューのガイドラインにしたがって遂行され、各専門家レビュー・チームにより締約国間で一貫して行われていることを保証すべきである。首席レビュー担当者はまた、レビューにおける徹底的な包括的な技術的評価の質とその目的を保証し、またレビューが連続的であり、比較可能であり、時宜に適っていることを保証すべきである。
- 3 8 . 首席レビュー担当者は、上記第 24 項に言及された訓練の他に、その能力向上のため、追加の訓練を受けることができる。
- 3 9 . 事務局による管理上の支援を受け、首席レビュー担当者は、各レビュー活動につき以下を行うべきこと。
  - (a) レビュー活動について簡単な作業計画書を作成する。
  - (b) レビュー担当者らがレビュー活動を始める前に事務局から必要な全ての情報を与えられていることを確認する。
  - (c) レビュー活動の進展を監視する。
  - (d) 専門家レビュー・チームから当該締約国への質問をまとめ、レビュー報告書へのそ

の回答の組み入れを取りまとめる。

- (e) 必要であれば、臨時専門家に対し技術的助言を行う。
- (f) レビューが遂行されていることと、レビュー報告書が関連のガイドラインにしたがって作成されていることを保証する。
- (g) 目録レビューについては、レビュー・チームが、ガイドラインにしたがって、レビュー用の個別排出源カテゴリーを最重視していることを確認する。

40 . 首席レビュー担当者はまた、集団で以下を行うべきこと。

- (a) 本ガイドラインの第2項に照らし、レビューのプロセスをいかに改善するかについての提案と共に、SBSTA への年次報告書を作成する。
- (b) 後述第67項に言及された目録情報に関する標準化されたデータ比較について助言する。

41 . 首席レビュー担当者は、締約国により UNFCCC 名簿に推薦された条約締約国出身の専門家から成り、その集団的スキルにより上記第29項に言及された分野に取り組むべきこと。国別報告と第7条第2項にもとづく補完的情報がレビューされている間は、締約国により UNFCCC 名簿に推挙された、上記第30項に言及された分野に関して集団的スキルを有する条約締約国出身の別の専門家が、首席レビュー担当者を務める。

42 . 首席レビュー担当者は、レビュー・プロセスの連続性と一貫性を保証すべく最短で2年間、最長で3年間の任期で任命されるべきこと。首席レビュー担当者のうち半数は最初2年間、残り半数は3年間の任期で任命されるべきこと。ある一定の任期における首席レビュー担当者の業務委託事項(the terms of service)は、COP 及び COP/MOP の関連決定に則って作成され運用化されるべきこと。

#### 5. 臨時レビュー専門家

43 . 事務局による個々の年次レビューないし定期レビュー用に、臨時レビュー専門家は、締約国により推薦された者の中から選ばれ、また当該課題に対する必要な専門性を持った者がその中にいない場合においてのみ例外的に、UNFCCC 専門家名簿に属する関連の政府間機関から選ばれるべきこと。臨時レビュー専門家は、その推挙に当たって提示された義務にしたがい、個々のレビュー課題を遂行すべきこと。

44 . 臨時レビュー専門家は、必要な場合には、その母国内で机上レビュー業務を行い、国家視察、一元集中的レビュー、レビュー会議に参加すべきこと。

#### 6. SBSTA による指導

45 . SBSTA は、事務局には専門家の選定と専門家レビュー・チームの調整について、専門家レビュー・チームには専門家レビューのプロセスについて一般的指導を行うべきこと。上記第35及び40項(a)に言及された報告書は、このような指導を精緻化するための情報を SBSTA に提供することを目的としている。

## F. 報告及び刊行

46. 専門家レビュー・チームは、その集団的責任において、各附属書 I 締約国に関し以下のレビュー報告書を作成すべきこと。
- (a) 初回レビューに関しては、本ガイドラインの第 II,III,IV,V 部に則り、上記第 12 項(a)から(d)までに述べられた要素のレビューについての報告書
  - (b) 年次レビューに関しては、本ガイドラインの第 II,III,IV,V,VI 部に則り、年次目録一次チェック後の状況報告書及び、第 15 項の要素についての年次レビューに関する最終報告書
  - (c) 定期レビューについては、本ガイドライン第 VII 部に則り、国別報告のレビューに関する報告書
47. 各附属書 I 締約国についてのレビュー報告書は、以下の第 48 項に提示されているものと類似した形式及びアウトラインに沿うべきであり、本ガイドラインの第 II 部から第 VII 部に述べられた個々の要素を含むべきこと。
48. 専門家レビュー・チームが作成した全ての最終レビュー報告書は、状況報告書を除き、以下の要素を含むべきこと。
- (a) 導入とサマリー
  - (b) 本ガイドラインの第 II 部から第 VII 部におけるレビューの視野に関する関連セクションに則り、レビューを受けた各要素についての技術的評価に関する以下を含む記述。
    - (i) レビュー中にみとめられた、約束達成における潜在的問題及び約束達成に影響を与える潜在的要因に関する記述
    - (ii) その潜在的問題を解決するために専門家レビュー・チームが与える提言
    - (iii) 現行のレビュー中に専門家レビュー・チームにより認められた、あるいは過去のレビュー中にみとめられたが修正されていない潜在的問題に対処するために、当該附属書 I 締約国により行われる取り組みに対する評価
    - (iv) 京都議定書にもとづく約束の実施に対する疑義
  - (c) どの部分がさらに詳しく検討される必要があるかなど、今後のレビューの実施に関して、専門家レビュー・チームからの考えられる提言
  - (d) 専門家レビュー・チームにより関連があると見なされたその他の検討事項に関する情報
  - (e) 最終報告書の組み立てにおいて使用される情報源
49. 年次目録の一次チェックに関する状況報告書を含め、全ての最終レビュー報告書は、その完成後、報告書の対象となっている締約国による最終レビュー報告書への書面によるコメントと共に、事務局により刊行され、COP/MOP、遵守委員会、当該締約国に提出されるべきこと。

## 第 II 部：年次目録レビュー

### A. 目的

50. 附属書 I 締約国の年次目録レビューの目的は以下のとおりである。
- (a) 「国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理」<sup>7</sup> という名の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 報告書及び COP/MOP の採択する良好手法指針により精緻化される「1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドライン」<sup>6</sup> との整合性、また第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドラインのセクション I との整合性のため、モントリオール議定書により規制されていない温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量に関する年次目録に対し、客観的で、一貫性があり、透明性があり、徹底的かつ包括的な技術的評価を行うこと。
  - (b) 第 5 条第 2 項にもとづく調整が必要かどうかを評価し、もしそうであれば、京都議定書第 5 条第 2 項に関する COP/MOP の関連決定に則り調整分を計算すること。
  - (c) モントリオール議定書で規制されていない温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量の各附属書 I 締約国による年次目録について、COP/MOP 及び遵守委員会が信用に足る情報を有していることを保証すること。

### B. 全般的手順

51. レビューは以下を対象とすべきこと。
- (a) 国別目録報告書及び共通報告フォーマット (CRF) を含む年次目録
  - (b) 第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドラインのセクション I.D. 温室効果ガス目録情報に則った、当該締約国の国別目録に含まれる第 7 条第 1 項にもとづく補完的情報
52. 年次目録レビューは、二つの要素から成るべきこと。
- (a) 事務局の支援を得た、専門家レビュー・チームによる一次チェック
  - (b) 専門家レビュー・チームによる個別目録レビュー
53. 個別目録レビューは、本ガイドライン第 I 部に示される割当量、国家制度における変更、国家登録簿における変更に関するレビューと連携して行われるべきこと。
54. 基準年目録は、約束期間前に一度だけレビューされ、適切であれば、調整されるべきこと。
55. 年次目録レビューは、机上ないし一元集中的レビューとして行われるべきこと。さらに、各附属書 I 締約国は、その年次レビューの一環として約束期間中に、専門家レビュー・チームによる国家視察を最低 1 回は受けるべきこと。
56. 国家視察は、レビューを受ける附属書 I 締約国の同意を得て、予定され、計画され、

行われるべきである。

57. 国家視察が予定されない年は、専門家レビュー・チームは、机上ないし一元集中的レビューの所見にもとづき、チームがみとめた潜在的問題のより詳細な調査を可能とすべく国家視察が必要であるとチームが考える場合、当該附属書 I 締約国の同意があれば、国家視察を要請することができる。専門家レビュー・チームは、そのような追加的な国家視察に対する理論的根拠を示し、国家視察中に処理されるべき質問及び案件のリストをまとめて視察前に当該附属書 I 締約国に送付すべきこと。そのような国家視察が行われる場合、専門家レビュー・チームは、予定されている懸案中の国家視察は必要ないと提言してもよい。
58. 附属書 I 締約国が IPCC の良好手法指針と COP/MOP の採択する良好手法指針により精緻化される IPCC ガイドラインとの整合性評価のために必要なデータと情報を専門家レビュー・チームに提出できない場合は、専門家レビュー・チームは、その推計が IPCC の良好手法指針と COP/MOP の採択する良好手法指針により精緻化される IPCC ガイドラインに則って作成されなかったものとする。

### C.年次目録の一次チェック

#### 1. レビューの視野

59. 専門家レビュー・チームは、国別目録報告書や共通報告フォーマット(CRF)を含め、各附属書 I 締約国が一貫した、完全な、そして時宜に適った年次目録を提出したということ、CRF に記載されたデータがコンピューターによる分析及びチェック手段により、また次の段階のレビューが行えるような正しいフォーマットで完成されていることを調査すべく、机上ないし一元集中的レビューとして、一次チェックを行うべきこと。
60. 一次チェックは以下を見極めるべきこと。
- (a) 年次目録に関する報告ガイドラインに則った正しいフォーマットで、当該提出物が作成され、情報が提供されているか。
  - (b) IPCC ガイドライン及び COP/MOP の採択する良好手法に含まれる全ての排出源・吸収源・ガスについて報告されているか。
  - (c) CRF 中に、NE(未推計)及び NA(適用不可)など表示記号を使用して説明している空欄があるかと、これらの表示記号が頻繁に使用されているか。
  - (d) CRF 中に方法論が注釈付きで記述されているか。
  - (e) 化石燃料燃焼による二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量推計が、国別の方法を使用して導き出された推計値の他に、IPCC 参考アプローチを使用して報告されているか。
  - (f) ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の排出量推計が、個々の化学物質種ごとに報告されているか。
  - (g) 附属書 I 締約国が、締め切り日までに、あるいは締め切り日から 6 週間以内に、

年次目録や、国別目録報告書ないし共通報告フォーマットを提出できていないか。

- (h) 附属書 I 締約国が、それぞれが京都議定書附属書 A に列記されたガス及び排出源からの排出量合計の提出値として定義される同締約国排出量合計の 7%以上になる排出源カテゴリーの推計(IPCC 良好手法指針の第 7 章に定義されているとおり)を、同排出源の推計された直近のレビュー済み締約国目録に含め損ねていないか。
- (i) 附属書 I 締約国が、決定-/CMP.1(第 7 条)の附属書 (Annex) 第 5 から第 9 項に則した補完的情報を提供し損ねていないか。

## 2. タイミング<sup>8</sup>

- 6 1 . 各附属書 I 締約国に対する一次チェックが行われ、状況報告書草案が年次目録提出日から 4 週間以内に完成され、コメントのために当該締約国に送付されるべきこと。同状況報告書草案作成の遅延により、同状況報告書草案に対し当該締約国がコメントを行うのに与えられる時間が短縮されることがあってはならない。事務局は、一次チェックにおいてみとめられたいかなる遺漏ないし技術的な様式上の問題についても当該締約国にただちに通知すべきこと。
- 6 2 . 提出締め切り日から 6 週間以内に状況報告書草案について当該附属書 I 締約国から受け取ったいかなる情報・修正・追加情報、ないしコメントも一次チェックの対象とされるべきこととし、最終状況報告書の中で取り上げられるべきこと。年次目録提出の遅延により、状況報告書草案に対して当該締約国がコメントを行うのに与えられる時間は短縮される。
- 6 3 . 各附属書 I 締約国に対する一次チェックについての状況報告書は、提出締め切り日から 10 週間以内に完成し、個別目録レビューに使用される。

## 3. 報告

- 6 4 . 状況報告書には以下が含まれるべきこと：
  - (a) 事務局が目録の提出を受けた日
  - (b) 国別目録報告書及び CRF など、年次目録が提出されているかどうかを示すもの。
  - (c) 排出源カテゴリーないし排出源カテゴリーのガスが抜けていないかを示すもの。もし抜けていれば、可能であればレビューの完了している最後の目録に関して、その排出源カテゴリーないしガスからの予想される排出量の規模を示すもの。
  - (d) 上記第 60 項(g)から(i)までに列記されるカテゴリーに則した目録上の問題の同定。

## D. 個別目録レビュー

### 1. レビューの視野

- 6 5 . 専門家レビュー・チームは以下を行うべきこと。

- (a) COP/MOP の採択する IPCC 良好手法指針により精緻化される IPCC ガイドラインと、年次目録に関する報告ガイドライン及び COP/MOP の関連決定の要件が適用されているかどうかを調査し、これらの要件からの逸脱がないかを見極めること。
  - (b) 第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドラインのセクション I.D. の報告要件が適用されているかどうかを調査すること。
  - (c) IPCC の良好手法指針及び COP/MOP の採択するその他の良好手法指針が適用され文書化されているかについて、特に重要排出源カテゴリーの同定、方法論及び仮定の選択と使用、排出係数の開発及び選択、活動データの収集及び選択、一貫した時系列の報告、目録推計に関する不確実性の報告、これらの不確実性推計に使用した方法論に言及しつつ調査し、不一致が無いか見極めること。
  - (d) 変則的であったり一貫性の欠けるところがないかを見極めるべく、排出量ないし除去量推計、活動データ、含蓄 (implied) 排出係数、再計算値を、当該附属書 I 締約国の過去の提出物のデータと比較すること。
  - (e) 当該附属書 I 締約国の活動データを、可能であれば、関連の外部の信用すべき排出源と比較し、重大な差違のある排出源を特定すること。
  - (f) 共通報告フォーマットにおける情報と国別目録報告書の情報との一貫性を評価すること。
  - (g) 過去の報告書で専門家レビュー・チームにより提起された問題ないし疑義がどの程度処理され解決されているかを評価すること。
  - (h) 推計及び目録情報の報告における改善のために考えられる方法を提言すること。
- 6 6 . 専門家レビュー・チームは、レビュー・プロセスにおいて、国際機関からの情報など関連の技術的情報を使用することができる。
- 6 7 . 事務局は、専門家レビュー・チームの指示のもと、レビュー・プロセスにおける使用のため、共通の電子報告フォーマットの提出物上で一連の標準化されたデータ比較を行うべきこと。

## 2. 問題の同定

- 6 8 . 個別目録レビューでは、第 5 条第 2 項にもとづく調整が適切であろう問題を同定し、調整分の計算のための手続きを開始すべきこと。
- 6 9 . 温室効果ガス目録作成における第 5 条第 2 項にもとづく合意されたガイドラインの不遵守、第 7 条にもとづき求められる情報作成に関するガイドライン、セクション I の不遵守、COP/MOP に採択された第 3 条第 3・4 項にもとづく推計・報告活動のための合意された方法論の不遵守として、問題は同定されるべきである。これらは以下のような問題としてさらに細分化することができる。
- (a) 年次目録における UNFCCC 報告ガイドライン<sup>9</sup>に定義されている、以下のような透明性の問題：

- (i) 方法論・仮定・再計算における不適切な文書化及び記述
  - (ii) 秘匿性の問題が存在するのでなければ、国別方法の中で使用された国別活動データ、排出係数、その他の係数を必要レベルに細分化することができないこと。
  - (iii) 重要な係数及びデータに関する再計算・参照・情報源について根拠が提供できないこと。
- (b) IPCC 良好手法指針に則った一貫した時系列が提供できないなど、年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドラインに定義されている一貫性の問題
- (c) 合意された報告フォーマットを使用できないことなど、年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドラインに定義されている比較可能性の問題
- (d) 年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドラインに定義されている以下のような完全性の問題：
- (i) 排出源カテゴリーないしガスに関する目録推計における空白
  - (ii) 附属書 I 締約国の排出源及び吸収源について地理的に全てを網羅していない目録データ
  - (iii) 排出源カテゴリーにおける全排出源を網羅できていないこと。
- (e) 良好手法を適用して不確実性推計及び不確実性対処が行えないなど、年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドラインに定義されている正確性の問題
- 70 . 専門家レビュー・チームは以下を計算すべきこと：
- (a) 附属書 I 締約国の調整済み温室効果ガス排出量合計が、京都議定書附属書 A に列記されたガス及び排出源からの合計排出量の提出値として定義される合計排出量提出値を超えるパーセンテージが、年ごとにどれだけであるか。
  - (b) 上記サブ項(a) で計算されたパーセンテージ数値を、レビューが行われた約束期間中の全ての年について合計するといくらになるか。
- 71 . 専門家レビュー・チームは、IPCC 良好手法指針の第 7 章で定義される同一の重要排出源カテゴリーが前回レビューで調整を受けているかを見極め、もしそうであれば、チームは、過去に同じ問題を同定し調整したレビューの回数と、当該重要排出源カテゴリーが京都議定書附属書 A に列記されたガス及び排出源からの合計排出量の提出値として定義される、合計排出量の提出値に寄与しているパーセンテージを示すべきこと。

### 3. タイミング

- 72 . 調整手続きを含め、個別目録レビューは、第 7 条第 1 項にもとづき報告される情報の提出締め切り日から 1 年以内に完了すべきこと。
- 73 . 専門家レビュー・チームは、何に対し調整が必要かを示して、特定された全ての問題を列記し、目録が提出締め切りから 6 週間以内に提出されているならば、その年

次目録提出締め切り日から 25 週間以内に同リストを当該附属書 I 締約国に送付すべきこと。

- 74 . 当該附属書 I 締約国は 6 週間以内にこれらの疑義に対しコメントを行い、レビュー・チームの要請があれば、改訂版の推計を提供してよい。
- 75 . 専門家レビュー・チームは、第 5 条第 2 項にもとづくガイダンスに則って計算された調整済みの推計を 必要の応じて 含む個別目録レビュー報告書草案を、提起された疑義に関するコメントを受け取ってから 8 週間以内に作成し、当該締約国に同報告書草案を送付すべきこと。
- 76 . 附属書 I 締約国は、個別目録レビュー報告書の草案と、適切な場合には、同締約国がその調整を受け入れるか却下するかについてコメントを行うべく、4 週間与えられるべきこと。
- 77 . 専門家レビュー・チームは、同報告書草案に対するコメントの受領後 4 週間以内に個別目録レビュー報告書の最終版を作成すべきこと。
- 78 . 附属書 I 締約国が上記処置の間に、上記の時間枠よりも早くコメントを行うことができる場合、当該締約国は、その節約した時間を改訂版の最終報告書に対してコメントを行うのに使用することができる。国家言語が国連公用語に入っていない附属書 I 締約国には、コメント用に合計でさらに 4 週間が与えられる。

#### 4. 第 5 条第 2 項にもとづく調整のための手順

- 79 . 京都議定書第 5 条第 2 項に言及される調整は、附属書 I 締約国により提出された目録データが不完全であるとされる場合、及び/ないし IPCC 良好手法指針及び COP/MOP の採択する良好手法指針により精緻化される IPCC ガイドラインに則さない方法で作成されている場合にのみ適用されるべきこと。
- 80 . 調整計算のための手順は以下のとおりであるべきこと：
- (a) 個別目録レビュー中に、専門家レビュー・チームは第 5 条第 2 項にもとづく調整用ガイダンスのクライテリアに当てはまる問題を同定すべきこと。専門家レビュー・チームは附属書 I 締約国に対し、調整が必要と考えられる理由を公式に通知し、その問題をいかに修正することができるかについて助言を行うべきこと。
  - (b) 調整手続きは、当該附属書 I 締約国が問題を修正する機会を得てから、また当該附属書 I 締約国が改訂された承認可能な推計を提供することによって適切に問題を修正していないと専門家レビュー・チームが見なしてはじめて、上記第 73 から 78 項に示された時間枠に則って開始されるべきこと。
  - (c) 専門家レビュー・チームは、当該締約国と協議の上、また本ガイドラインにある時間枠の中で、COP/MOP により採択された第 5 条第 2 項にもとづくガイダンスに則って調整分を計算すべきこと。<sup>10</sup>
  - (d) 専門家レビュー・チームは、本ガイドラインに示された時間枠内に、計算された調

整について当該締約国に公式に通知すべきこと。この通知は、調整を計算するために使用された仮定・データ・方法、及び調整分の数値について記述してあるべきこと。

- (e) 本ガイドラインに示される時間枠内に、当該締約国は、その調整を受け入れるか却下するかをその理論的根拠と共に事務局に通知すべきこと。この日までに返答しないということは、以下のとおり、調整を受け入れるものと見なされるべきこと。
- (i) 当該締約国が調整を受け入れる場合、その調整は、排出目録及び割当量の編集及び計算目的に適用されるべきものとする。
- (ii) 当該締約国が提案された調整に合意しない場合、同締約国はその理論的根拠と共に専門家レビュー・チームに通知を送付しなくてはならず、また専門家レビュー・チームは、最終報告書に盛り込まれたチームの提言と共にその通知を、遵守に関する手順とメカニズムに則ってこの意見相違を解決する COP/MOP 及び遵守委員会に送付しなくてはならない。

8 1 . 附属書 I 締約国は当該約束期間において以前調整が適用された年の目録の一部について改訂版の推計を提出してよい。その改訂版の推計は遅くとも 2012 年の目録とあわせて提出されることが条件である。

8 2 . 第 8 条にもとづくレビューを受け、専門家レビュー・チームによる改訂版推計の承認があれば、調整された推計は改訂版の推計と差し替えられるべきこと。当該附属書 I 締約国と専門家レビュー・チームの間で改訂版推計に関して意見相違がある場合は、上記第 80 項(e) (ii) に示される手順に従うべきこと。附属書 I 締約国が過去に調整が適用された目録の一部についての改訂版推計を提出するという選択肢により、問題が最初にみとめられた時に第 8 条にもとづくレビューのためのガイドラインに示される時間枠に則って附属書 I 締約国が問題を修正すべく最善を尽くすことが妨げられてはならない。

## 5. 報告

8 3 . 上記第 46 項(a)及び(b)に言及される報告書には、以下にある個々の要素が盛り込まれるべきこと。

- (a) 排出傾向に関する記述、重要な排出源及び方法論、目録に対する全体的評価など、目録レビュー結果のサマリー
- (b) 上記第 69 項に列記されたカテゴリーに則った目録上の問題の同定と、当該附属書 I 締約国による目録関連義務の達成に影響を与える要因についての記述
- (c) 妥当な場合には、以下のような、調整に関する情報。すなわち、
- (i) 妥当な場合には、オリジナルの推計
- (ii) 根底にある問題

- (iii) 調整後の推計
- (iv) 調整の理論的根拠
- (v) 調整計算に使用された仮定・データ・方法論
- (vi) その調整がいかに保守的なものであるかについての記述
- (vii) 当該附属書 I 締約国が根底にある問題を処理するために考えられる方法についての専門家レビュー・チームによる特定
- (viii) 上記第 70 項にもとづき同定された調整済みの問題に関する数値の大きさ
- (ix) 上記第 71 項にもとづき同定された調整の再発
- (x) その調整が当該附属書 I 締約国と専門家レビュー・チームにより合意されたかどうかを示すもの

### 第 III 部：第 3 条第 7・8 項に則った割当量、排出削減単位、認証排出削減量、割当量単位、除去単位についての情報のレビュー

[決定 23/CP.7 の第 13 項に則って文言が盛り込まれる予定]

### 第 IV 部：国家制度のレビュー

#### A. 目的

84. 国家制度に関する本レビューの目的は以下のとおりである。
- (a) 第 5 条第 2 項に則して排出源による人為的排出量及び吸収源による除去量の目録を作成する国家制度の能力とその制度的・法的・手続き的手配の十分性に関して徹底した包括的な技術的評価を行うこと。
  - (b) 第 5 条第 1 項にもとづく国家制度に関するガイドラインがどの程度厳守されているかを評価し、附属書 I 締約国が第 5 条第 1 項にもとづく約束を達成することを支援すること。
  - (c) COP/MOP 及び遵守委員会に対し、第 5 条第 1 項にもとづき設置された国家制度について信用に足る情報を提供すること。

#### B. 全般的手順

85. 国家制度のレビューは、二部構成で行われるべきこと。
- (a) 約束期間及び国家視察に先立つレビューの一環としての、国家制度に対する徹底的なレビュー
  - (b) 第 1 回目の徹底的レビュー以降報告された、国家制度における報告された変更についての机上ないし一元集中的レビュー。年次目録レビューと連携して行われる。

86. 国家制度のレビューは、必要に応じて、目録の計画・作成・管理に携わる人員との面接、及び目録 CRF の使用や国別目録報告書の作成など関連の記録や文書の調査によって行われるべきこと。
87. 個別目録レビュー中のあらゆる発見及び、当該附属書 I 締約国の目録中にみとめられた問題に関連して重大である可能性があるとして専門家レビュー・チームが考える国家制度における報告された変化に関する発見にもとづき、専門家レビュー・チームは、目録の国家視察レビュー(in-country inventory review)と連携して国家制度の関連要素をレビューするために、新たな国家視察を要請することができる。

### C. レビューの視野

#### 1. 国家視察

88. 専門家レビュー・チームは、各附属書 I 締約国の国家制度に対し徹底的で包括的なレビューを行うべきこと。国家制度のレビューは以下を対象とすべきこと。
- (a) 国家制度に関するガイドライン<sup>11</sup>第 10 項に記載されている一般的機能及び、同ガイドラインの第 12 から 17 項に則した目録の計画・作成・管理関連の個別的機能を実施するために附属書 I 締約国により取られる行動及び実績
- (b) 上記サブ項(a)に言及される機能に関する計画及び内部文書など、第 5 条第 1 項及び第 7 条にもとづくガイドラインに則って報告され保存される国家制度に関する情報

#### 2. 国家制度における変更のレビュー

89. 附属書 I 締約国により報告された、あるいは国家視察中に専門家レビュー・チームによりみとめられた、第 5 条第 2 項及び国家制度に関するガイドラインに合致した温室効果ガス目録の作成に影響を与えようとするような国家制度機能における重大な変更は、年次目録レビューと連携して毎年レビューを受けなくてはならない。このようなレビューの視野は、上記第 88 項に則り国家視察レビューのために示された視野に従うべきこと。

#### 3. 問題の同定

90. 専門家レビュー・チームは、当該附属書 I 締約国が国家制度に関するガイドラインの第 12 項で対象とされている個々の目録計画上の要素(inventory planning components)を設定し維持しているかについて、第 7 条にもとづく国家制度に関して提供された情報及び収集されたその他の追加的情報のレビューにもとづき評価すべきこと。
91. 専門家レビュー・チームは、当該附属書 I 締約国が国家制度に関するガイドラインの第 14 項(a)及び(d)で対象とされている目録作成上の要素を完成させているかについて、第 7 条にもとづく国家制度に関して提供された情報及び収集されたその他の追加

的情報のレビューにもとづき評価すべきこと。

- 9 2 . 専門家レビュー・チームは、国家制度に関するガイドラインの第 14 項(c),(e),(g)で対象とされている目録作成上の要素が然るべく機能しているかについて、直近の年次目録、それが良好手法に則しているか、その他収集された追加的情報に対する評価をもとに、評価すべきこと。
- 9 3 . 専門家レビュー・チームは、当該附属書 I 締約国が国家制度に関するガイドラインの第 16・17 項の規定に則し、目録管理の一環として目録情報を保存しているかについて評価すべきこと。専門家レビュー・チームは、以下に関する評価にもとづいて、保存が適切に行われているかについて評価すべきこと。
- (a) IPCC 良好手法指針に則って定められた重要排出源カテゴリーなど、専門家レビュー・チームが選んだ排出源カテゴリーのサンプル用に保存された情報の完全性
- (b) 直近の目録に対するレビュー・プロセスの様々な段階から生じる目録情報を明確にするようにという要請に、時宜に適ったやり方で対応する、当該締約国の能力
- 9 4 . 上記第 90 から 93 項に則って実施された評価にもとづき、専門家レビュー・チームは、国家制度に関するガイドラインの第 10・12・14・16 項に則した国家制度の機能に関して、約束の達成における潜在的問題及び約束の達成に影響を与える潜在的要因を特定すべきこと。また、専門家レビュー・チームは、国家制度に関するガイドラインの第 13・15・17 項に記載された機能の不備がどのように改善されうるかについて提言を行うべきこと。これらの規定は、国家視察レビュー及び国家制度変更のレビュー双方に適用されるべきこと。

#### D. タイミング

- 9 5 . 国家視察の過程で、専門家レビュー・チームは同定された全ての問題を列挙し、その同定された問題について国家視察後 6 週間以内に当該附属書 I 締約国に通知すべきこと。当該附属書 I 締約国は、6 週間以内にこれらの問題に関してコメントを行うべきこと。専門家レビュー・チームは、提起された疑義についてのコメントを受領してから 6 週間以内に、国家制度についてのレビュー報告書草案を作成すべきこと。当該附属書 I 締約国に報告書が送付されてから 4 週間以内に同附属書 I 締約国から受領した報告書草案についての修正、追加情報、ないしコメントはレビューされ、最終版の目録レビュー報告書に盛り込まれるべきこと。専門家レビュー・チームは、同報告書草案に対するコメントの受領後 4 週間以内に国家制度のレビューに関する最終報告書を作成すべきこと。国家制度のレビューは、当該情報の提出日から 1 年以内に完了すべきこと。
- 9 6 . 国家制度における変更についてのレビュー・プロセスは、本ガイドラインの第 II 部に定められた年次目録のレビューに関する時間割にしたがうべきこと。年次目録レビューないし国家制度における変更のレビューのどちらかにより国家制度についての

さらに詳しいレビューが勧められる場合、国家制度の目録レビュー・プロセスは、年次目録か定期国別報告のうちどちらか早い方の国家視察と共に行われるべきこと。

#### E. 報告

97. 上記第46項(a)及び(b)に言及される報告書には、以下にある個々の要素が盛り込まれるべきこと。

- (a) 温室効果ガス排出量推計のための制度的・手続き的・法的手配の効果と信頼性についての議論など、当該国家制度の全体的機構についての評価
- (b) 当該制度の長所・短所の評価など、国家制度に関するガイドラインの第10から第17項に定められた国家制度機能それぞれの働きについての技術的評価
- (c) 当該附属書I締約国の国家制度におけるさらなる改善に対するレビュー・チームからの提言

#### **第V部：国家登録簿のレビュー**

*[決定23/CP.7の第13項に則って文言が盛り込まれる予定]*

#### **第VI部：第3条第14項に則した悪影響の最小化に関する情報のレビュー**

##### A. 目的

98. 第3条第14項に関する各附属書I締約国の情報のレビューの目的は以下のとおりである。

- (a) 当該附属書I締約国が第3条第14項にもとづく約束の実施にいかに関心奮闘努力しているかに関して提出された情報に対し、徹底した客観的かつ包括的な技術的評価を行うこと。
- (b) 第3条第14項に則り、COPによるCOP/MOP関連の決定を考慮しつつ、開発途上国に対する悪影響最小化の実施のために当該附属書I締約国がどの程度奮闘努力しているかについてとその傾向について評価すること。
- (c) 附属書I締約国が第3条第14項にもとづく情報の報告を改善するのを支援すること。
- (d) COP/MOP及び遵守委員会が第3条第14項に則った悪影響の最小化についてのレビューに関して信用に足る情報を有するよう保証すること。

##### B. 全般的手順

99. 第13(3?)条第14項に則した悪影響の最小化に関する情報のレビューは、二部構成で行われるべきこと。

- (a) 附属書 I 締約国により提出された追加情報について毎年行われる机上ないし一元集中的レビュー。年次目録レビューと連携して行われる。
- (b) 国別報告のレビューと連携して行われる、国家視察による徹底した包括的レビュー

## C. レビューの視野

### 1. 年次レビュー

100. 専門家レビュー・チームは以下を行うべきこと。

- (a) 当該附属書 I 締約国が、第 3 条第 14 項にもとづく悪影響の最小化に関する活動について、決定-/CMP.1(第 7 条)附属書 (Annex) 第 13 及び 14 項に則って補完的情報を提出したかどうかを確認する。
- (b) 当該附属書 I 締約国が上記サブ項(a)に言及された情報を提供する最初の年については、各附属書 I 締約国が一貫した完全で時宜に適った情報を提出しているかを評価する机上ないし一元集中的なレビューを実施すること。その後の年については、附属書 I 締約国が前回の提出物で報告された情報と比べて発生した何らかの変更についての情報を提出しているかどうかについて評価する机上ないし一元集中的なレビューを実施すること。
- (c) 第 3 条第 14 項及び COP と COP/MOP の関連決定にもとづく悪影響最小化関係の活動についての情報に関し、チームが持っている疑問について当該締約国に通知すること。
- (d) 過去の報告書により提起された問題や疑義がどの程度処理され解決されているかについて評価すること。
- (e) 決定 9/CP.7 に言及された報告上の方法論に関するワークショップに対して行われうる提言など、情報の報告を改善するために考えられる方法を提言すること。

### 2. 国家視察

101. 各附属書 I 締約国は、約束期間中に、国別報告のレビューと合わせて、専門家レビュー・チームによる国家視察を最低 1 回は受けるべきこと。

102. 国家視察レビューは、決定-/CMP.1(第 7 条)附属書 (Annex) の第 12・14 項に則って、初回レビュー後全ての年について、年次目録に盛り込まれ、事務局が編纂し、上記第 101 項においてレビューされた補完的情報に関して詳細な調査を行うものである。

103. 上記第 100・101 項に則って実施された評価にもとづき、専門家レビュー・チームは、第 3 条第 14 項及び COP と COP/MOP の関連決定にもとづく約束達成における潜在的問題及び約束達成に影響を与える潜在的要因を特定すべきこと。

### 3. 問題の同定

104. 決定-/CMP.1(第 7 条)附属書 (Annex) I の第 12・14 項に則り報告された補完的情報

関連の評価中にみとめられる問題は、以下に関するものとして同定されるべきこと：

- (a) 透明性
- (b) 完全性
- (c) タイムリー性

105．決定-/CMP.1(第7条)附属書 (Annex) の第12・14項に則り報告された補完的情報を提出できないということは、潜在的な問題であると考えられるべきこと。

#### D. タイミング

106．国家視察レビューのプロセスは、本ガイドラインの第VII部に定められた附属書I締約国の国別報告レビューに関する時間割にしたがうべきこと。年次レビューのプロセスは、本ガイドラインの第II部に定められる年次目録レビューのための時間割にしたがうべきこと。報告書の作成もまた、各々の時間割にしたがうべきこと。

#### E. 報告

107．上記第46項(a)及び(b)に言及される報告書には、以下にある個々の要素が含まれるべきこと。

- (a) 上記第100・102項に規定される要素に対する技術的評価
- (b) 上記第104・105項に則した問題の同定
- (c) 附属書I締約国による報告のさらなる改善に対するレビュー・チームからの提言

### **第VII部：京都議定書にもとづくその他の約束に関する国別報告及び情報のレビュー**

#### A. 目的

108．第7条第2項にもとづき報告される情報など、附属書I締約国の国別報告のレビューに関するガイドラインの目的は以下のとおりである。

- (a) 京都議定書第7条第2項にもとづき報告される国別報告及び情報に対して、徹底した包括的な技術的評価を行うこと。
- (b) 京都議定書第7条にもとづき求められる情報作成に関するガイドラインのセクションIIに則り、定性的・定量的情報が附属書I締約国により提出されたかを、客観的で透明性のあるやり方で調査すること。
- (c) 第7条第2項にもとづき報告される情報など、附属書I締約国の国別報告に盛り込まれる情報のレビューにおいて一貫性を高めること。
- (d) 附属書I締約国の第7条第2項にもとづく情報報告と、議定書にもとづく約束の実施における改善を支援すること。
- (e) COP/MOP及び遵守委員会が各附属書I締約国による京都議定書にもとづく約束

実施に関して信用に足る情報を有するよう保証すること。

### B. 全般的手順

- 1 0 9 . 第 7 条第 2 項にもとづく補完的情報は国別報告に盛り込まれ、同報告のレビューの一環としてレビューされるべきこと。京都議定書にもとづき附属書 I 締約国から提出された国別報告はそれぞれ、予定された定期的な国家視察レビューを受けるべきこと。
- 1 1 0 . 国家視察に先立ち、専門家レビュー・チームは当該附属書 I 締約国の国別報告に対して机上ないし一元集中的なレビューを行うべきこと。レビュー・チームは国別報告に関してチームが持っている疑問と、国家視察のためのフォーカル・エリアについて、当該締約国に通知すべきこと。

### C. レビューの視野

- 1 1 1 . 国別報告のレビューでは、第 7 条第 2 項にもとづき報告される補完的情報も対象とされるべきこと。
- 1 1 2 . 個別レビューは以下を行うべきこと。
- (a) 第 7 条第 2 項にもとづく報告要件に則り、第 7 条第 2 項にもとづき報告される補完的情報を含め、国別報告の完全性の評価を行い、それが時間通りに提出されたかどうかを示すこと。
  - (b) 国別報告における各部、ならびに以下のような情報作成に使用された手順及び方法についての詳細な調査を行うこと。
    - (i) 温室効果ガスの排出及び除去に関する国家の状況
    - (ii) 政策措置
    - (iii) 政策措置についての予想及び全体的効果
    - (iv) 脆弱性評価、気候変化による影響、適応措置
    - (v) 資金源
    - (vi) 技術移転
    - (vii) 研究及び組織的観測<sup>12</sup>
    - (viii) 教育、訓練、啓蒙(public awareness)
  - (c) 第 7 条第 2 項にもとづき提供される補完的情報に対する詳細な調査を行うこと。
    - (i) 第 6・12・17 条にもとづくメカニズム関連の補完性
    - (ii) 第 2 条に則った政策措置
    - (iii) 国内・地域プログラム、及び/ないし法律的手配、執行・管理手順
    - (iv) 第 10 条にもとづく情報
    - (v) 資金源
  - (d) 国別報告の各部及び第 7 条第 2 項にもとづく補完的情報の報告に関する約束の達成における潜在的問題及び、それに影響を与える潜在的要因の特定。

- 1 1 3 . 上記第 112 項(b)及び(c)において共通した要素は全て、連携してレビューされるべきこと。

#### 問題の同定

- 1 1 4 . 第 7 条第 2 項にもとづき報告される補完的情報など、国別報告の個々のセクションに関する評価の間にみとめられる問題は、以下に関するものとして同定されるべきこと。

- (a) 透明性
- (b) 完全性
- (c) タイムリー性

- 1 1 5 . 国別報告のいかなるセクションを提出できなくとも、潜在的問題であると考えられるべきこと。

#### D. タイミング

- 1 1 6 . 附属書 I 締約国が国別報告の提出を時間通りに行うことを困難であると考えの場合、同国は提出締め切り日前に事務局に通知しなくてはならない。国別報告が締め切り日後 6 週間以内に提出されなければ、この遅延は COP/MOP 及び遵守委員会の注目するところとされ、公表されるべきこと。

- 1 1 7 . 専門家レビュー・チームは、各附属書 I 締約国に対し、国別報告提出後 2 年以内に国別報告に対する個別レビューを完了すべくあらゆる努力を行うべきこと。

- 1 1 8 . 国家視察中に追加情報が要求されたら、その情報は視察後 6 週間以内に当該附属書 I 締約国により提供されなくてはならない。

- 1 1 9 . 専門家レビュー・チームは、各附属書 I 締約国に対し、その集団的責任において、以下の様式にしたがい、国家視察後 8 週間以内に最終版ができるよう、国別報告レビュー報告書の草案を作成すべきこと。

- 1 2 0 . 国別報告レビュー報告書草案はそれぞれ、レビューを受けた当該附属書 I 締約国にコメントのため送付される。当該締約国は、それについてコメントを行うため、同報告書草案の受領から 4 週間を与えられるべきこと。

- 1 2 1 . 専門家レビュー・チームは、コメントの受領後 4 週間以内に、当該附属書 I 締約国のコメントを考慮しつつ、最終版の国別報告レビュー報告書を作成すべきこと。

#### E. 報告

- 1 2 2 . 上記第 46 項(c)に言及される報告書には、以下にある個々の要素が盛り込まれるべきこと。

- (a) 上記第 112 項 (b)及び(c)に規定される要素に対する技術的評価
- (b) 上記第 114・115 項に則した問題の同定

- 1 2 3 . 事務局は、COP/MOP の決定に則り、全ての附属書 I 締約国に対し、国別報告の統合編纂書(the compilation and synthesis of national communications)についての報告書を作成すべきこと。

脚注：

1. 本テキストは、添付-/CMP.1 決定附属書 (Annex) にある京都議定書第 8 条にもとづくレビューに関するガイドライン草案の第 1 部セクション D に含めることが提案された。
1. 本ガイドラインにおける「条」は、特に指定が無ければ、京都議定書の条文を指す。
2. 国別報告が第一約束期間より前に提出される場合、このようになる。
3. 本項の表記は、決定 23/CP.7 付録書 (Appendix) のセクション V 第 4 項を指す。本項の番号は、付録書 (Appendix) 中の対応する箇所が本ガイドラインに盛り込まれればそれに応じて変化する。
4. 第 4 回国別報告が京都議定書にもとづく第 1 回国別報告となり、このようなレビューは第一約束期間に先立ち行われる可能性が高い。各附属書 I 締約国は、議定書発効後、第 7 条にもとづく情報作成のためのガイドライン採択後、条約のもとで正当とされる第 1 回国別報告の一環として、第 7 条第 2 項にもとづき求められる情報を提出すべきこと、と第 7 条第 3 項はうたっている。同条文はまた、COP/MOP が COP により定められた国別報告提出の時間割を考慮しつつ、国別報告提出の頻度を決定すべきことともうたっている。決定 11/CP.4 は、2001 年 11 月 30 日までに第 3 回国別報告を提出し、その後の国別報告は 今後の会合で決定されることになるが 定期的に 3 年から 5 年の間隔で提出するよう附属書 I 締約国に対し求めており、このような国別報告はそれぞれ事務局の手配する詳細なレビューを受けなくてはならないと要請している。
5. 同訓練に参加しないことを選択する専門家は、専門家レビュー・チームへの参加資格を得るために、同様の査定で高い評価を受けなければならない。
6. 本ガイドラインでは、1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインは、IPCC ガイドラインと称される。
7. 本ガイドラインでは、国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理と題される IPCC 報告書は、IPCC 良好手法指針と称される。
8. 初回レビューについては、一次チェックのための時間枠は目安(indication)であるとしてよい。
9. 条約附属書 I 締約国による国別報告作成のためのガイドライン第 1 部：年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドライン (文書 FCCC/CP/1999/7)、あるいは COP による本ガイドラインの今後の改訂版
10. 調整を計算する必要がある場合は、専門家レビュー・チームの編成において特別な手配が必要となろう。
11. 京都議定書第 5 条第 1 項にもとづく人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸収源による除去量の推計のための国家制度に関するガイドラインは、本附属書 (Annex) では「国家制度に関するガイドライン」と称される。同ガイドラインの全テキストは、決定 20/CP.7 附属書 (Annex) に見出すことができる。
12. 本項目のもとで提供される情報には、世界気候観測システムについて提供される情報のサマリーが含まれる。